

6-6
488

VI
462

昭和25年8月31日

大学管理法案起草協議会御中
大学設置審議会会長

大学管理法案要綱試案について

さきに御照会のありましたこのことについて、大学設置審議会の
の大多数の意見として、次のように御回答いたします。

記

1. 大学管理法案要綱試案第34

学長の職務に関して第1号中評議員会により定め
られた方針に「従い」とあるのは不相当であり、「基
き」に改める。なお、職務内容を列挙することも不
相当であり、学長は大学を代表し大学行政を統括す
る旨を規定すれば十分である。

2. 同第36

学生代表との協議は、条文として加える必要はない
と思われる。

3. 附則中に「教授会はその大学が完成年度となり、且つ教

授の員数が決定定員の4分の3以上となったとき成立する
ものとする。それまでは教員、部局長、学長の選考は第29
條及び第32條の規定にかかわらず大学設置審議会その他
適当な機関がこれを行う」旨の規定を加える。

春 82
111

VI-462